
特集 安全対策

表紙：第13回土木施工管理技術論文
施工空間1.1mでの鋼矢板打設
(写真提供：日本土建株式会社)

■特集

- 平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について2
国土交通省 大臣官房技術調査課 課長補佐 別木 孝
関東地方整備局管内の工事事故発生状況と事故防止対策について4
国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工係長 渡辺 健一
地すべり地帯における安全対策について8
(社)北海道土木施工管理技士会 株式会社北土開発 事業本部 土木課 工事主任 晝間 由生

■連合会だより

- CPDSについて11

■技士会だより

- ① 日本橋梁建設土木施工管理技士会14

■図書案内

- 「CPDS技術講習テキスト」他15

■各種募集

- 平成21年度JCMセミナーのご案内17
第14回 土木施工管理技術論文・技術報告募集19

■広告

- (財) 経済調査会20

平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

.....

国土交通省 大臣官房技術調査課
課長補佐 別木 孝

1. はじめに

昨今、厳しい経済情勢から公共事業に対して強い向かい風が吹きつづいています。我が国は、まだまだ、社会基盤の整備が必要であることは言うまでもありません。

一方、最近、公共工事の品質確保が厳しく問われています。入札契約の透明化やコスト縮減を目指すことで、一般競争入札が積極的に取り入れられていますが、一方で、ダンピング受注による品質低下や下請け企業への赤字が、建設現場の安全衛生面においても影響し、労働者への様々なしわよせとなることが懸念されています。

また、土木構造物を構築する建設業は、現場ごとに地形など様々な施工条件が違うことから、作業手順の画一化が図られず、建設事故を減らすことを難しくしていると云えます。

そのため、国土交通省では、従前から建設現場における事故について分析し、防止のための安全対策等必要な措置を講じてきたところです。

本稿では建設工事における労働災害の現状と、当省で実施している事故防止重点対策について述べることにします。

2. 建設工事における労働災害の現状

我が国の労働災害（全産業）は、昭和53年以降減少傾向が続き、平成20年の死者傷者数は約11万9千人で、このうち、建

設業は、約2万4千人（死者数は430人）となっており、ピーク時の3分の1以下にまで減少しています。

一方、近年の重大災害（3人以上の死傷者発生事故）の発生推移では、増加傾向にあると云わざるを得ない状況です。

また、建設工事の事故分類に着目すると、墜落、建設機械等、自動車等、飛来・落下の4要因で大半を占めています。

3. 国土交通省の建設工事における安全対策の取組

国土交通省では、公共工事における労働災害及び公衆災害の重大性に鑑み、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（平成4年7月）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月）をそれぞれ策定し、平成8年には建設業における事故の実態を把握するため、「事故データベース（SASデータ）」の構築とともに、「土木技術安全施工技術指針」の改定を随時実施してきました。

平成12年には事故分析や対策を検討するための学識経験者、建設業団体、現場従事者団体及び厚生労働省等の行政機関等からなる「建設工事事故対策検討委員会」を設置し、継続的に事故の要因分析や防止対策に取り組んできているところです。

また、本委員会の検討を踏まえ、毎年、「建設工事事故防止のための重点対策の実施について」を通知し、安全対策の徹底を

表－１ 平成21年度建設工事事故防止のための重点対策

- | |
|---|
| <p>I 発注者が実施する対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> ・もらい事故防止に有効な安全設備の検討など 2. 法面からの墜落事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模、特殊法面工事において、必要に応じて昇降設備の設置を推進 3. 工事全般にわたる事故防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> ・近道・省略行動本能による事故の防止対策を検討 4. 工事事故防止に係る広報活動の推進 5. 安全活動の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料に活用 6. 重大災害防止重点対策 <ul style="list-style-type: none"> ・事例収集、原因分析を実施し、重大災害防止対策を検討 <p>II 関係業団体が実施する対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転者の注意喚起、車輛の制動抑止 2. 重機事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) ステッカー運動の推進 (2) 重機との接触事故の防止対策の推進 3. 足場からの墜落事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 足場の施工計画の充実、チェックリスト等の活用、経験者による点検 4. 法面からの墜落事故防止重点対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 昇降設備の設置の推進 (2) 法面施工管理技術者の資格取得 (3) 斜面・法面工事用仮設設備に関する安全対策 5. 各種事故共通重点対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 建設従事者に対する安全衛生教育の実施 (イ) 技能者等に対する再教育の推進 (ウ) 現場管理者等に対する教育の推進 (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進 (3) 表彰制度の推進 (4) 工事事故防止に係る広報活動の推進 (5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出 |
|---|

図っています。

平成21年度の重点対策は、表－１ののとおりで、事故防止対策は発注者及び関係業団体の双方がそれぞれ実施することとなっており、関係業団体にも通達文を送付し協力を呼びかけています。

4. おわりに

安全への取り組みの活動は慣れや軽視から、ややもするとマンネリ化、形骸化してしまいがちです。ハインリッヒの法則によると、1件の重大な災害・事故の陰には29件の軽い災害・事故があり、さらにその陰には300件の災害・事故には至らな

ったヒヤリ・ハットで済んだ事象があるとされています。事故報告で、表に出るものは氷山の一角でしかなく、それまでに数え切れない「不安全行動」や「不安全状態」が有ったわけです。1件の重大な災害・事故を無くすためには、膨大な安全への取り組みが必要です。しかし、悲惨な事故を無くすためには、「無駄」や「バカらしい」と思われようが、地道に確実に取り組むしかないのです。

各工事現場において、常に安全点検について前向きに実施され、事故撲滅に取り組んでいただきたいと思います。

関東地方整備局管内の工事事故発生状況と事故防止対策について

国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術調査課
安全施工係長 渡辺 健一

1. はじめに

平成20年度の関東地方整備局における工事事故の発生件数は、105件となり、平成19年度に比べ16件の減少となりました。(図－1)

しかしながら、平成20年度重点的安全対策項目において死亡事故が発生するなど、極めて憂慮すべき状況となっております。

本稿では、平成20年度の工事事故発生状況とその事故事例並びに平成21年度の事故防止対策について紹介します。

2. 平成20年度の工事事故発生状況

(1) 工事事故発生件数の推移

平成19年度に比べ、工事事故件数は減少したものの、過去5年間で2番目に多い

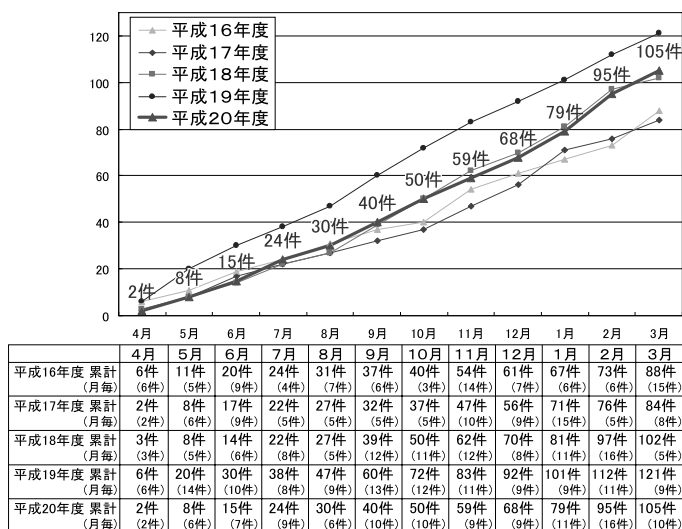
工事事故件数になりました。

一方で工事発注件数は、年々減少しており平成19年度は2,000件を割り、平成20年度は1,908件となっています。

(2) 工事事故の発生形態状況

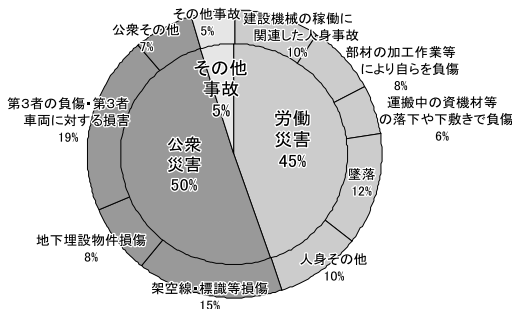
工事事故発生形態別では、図－2に示すとおり、公衆損害事故が増加しており、全体の50%を占めています。公衆損害事故の内、「第三者の負傷・第三者車両に対する損害事故」が最も多く、公衆損害事故全体の4割(21件)を占めています。次いで架空線・標識等損傷事故、地下埋設物件損傷事故が多く発生しています。

また、工事関係者事故では、墜落による事故が13件、建設機械の稼働に関連した人身事故が10件となっております。



図－1 工事事故発生件数の推移

平成20年度 工事事故発生状況(発生形態別)



事故区分	発生形態	H18	H19	H20	重点的安全対策
工事関係者 事故	建設機械の稼働に 関連した人身事故	14	11	10	重点的安全対策 Ⅳ
	部材の加工作業等 により自らを負傷	3	3	8	
	運搬中の資機材等 の落下や下敷きで負傷	2	6	6	
	国道よのらい事故 第3者の不注意による事故	1	0	0	
	墜落	8	12	13	重点的安全対策 Ⅴ
	測量調査業務等における 人身事故	1	0	0	
	人身その他	17	18	10	
小 計		46	50	47	
公衆損害 事故	架空線・標識等損傷	15	24	17	重点的安全対策 Ⅰ
	地下埋設物件損傷	15	6	8	重点的安全対策 Ⅱ
	第三者の負傷・第三者 車両に対する損害	17	19	21	重点的安全対策 Ⅲ
	公衆その他	3	16	7	
小 計		50	65	53	
その他事故		6	6	5	
計		102	121	105	

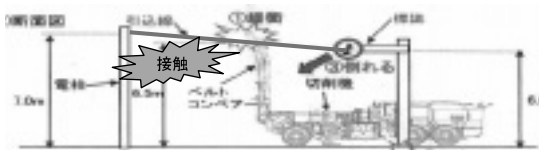
図－２ 発生形態別事故件数

３．平成20年度に発生した事故事例

(1) 架空線・標識等損傷に関する事故事例について

１) 事故発生概要

路面切削機による切削作業に向けて準備をしていたところ、切削機のベルトコンベアを伸ばした際、警察標識に接続する架空線に接触し、標識を倒壊させた事故です。(図－３)(写真－１)



図－３ 事故発生状況



写真－１ 事故発生状況

２) 事故発生原因

- ① 架空線損傷防止の注意喚起が現場でなされていませんでした。
- ② 架空線等損傷事故の防止として目印

表示等の設置が行われていませんでした。

平成20年度は、同様な事故が17件発生しました。

(2) 地下埋設物件損傷に関する事故事例について

１) 事故発生概要

地質調査を行うため、ボーリングを行った際、埋設してあった水道管(φ700)に接触し、破損させた事故です。

(図－４)(写真－２)



図－４ 事故発生状況



写真－２ 事故発生状況

2) 事故発生原因

ボーリング地点は発注者が貸与した占有図面の範囲外でしたが、占有図面から水道管がそのまま直線的に延びていると思いこみ、図面を入手せずに作業を継続してしまいました。

平成20年度は、同様な事故が8件発生しました。

(3) 第三者車両損傷に関する事故事例について

1) 事故発生概要

肩掛け式除草機を使用して、堤防法面の除草作業を行っていたところ、刃先に小石が接触し、隣接する駐車場に停車中の第三者車両に飛石があたり、後部ガラスを損傷させた事故です。

幸いにも第三者車両に乗車していなかったことから、人身事故には至りませんでした。(図-5)(写真-3)

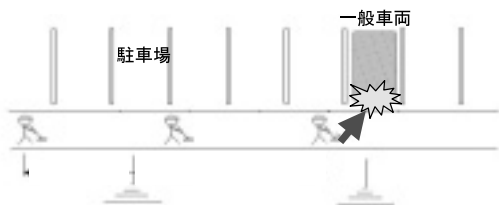


図-5 事故発生状況



写真-3 事故発生状況

2) 事故発生原因

除草作業において、第三者及び第三者車両に小石などの飛散の恐れのある箇所では、飛散防止用のネットなどの防護対策をすべきであったが、対策を怠った事が原因と考えられます。

平成20年度は同様な事故が16件発生

しました。

(4) 建設機械の稼働に関連した人身事故事例について

1) 事故発生概要

橋梁上部の足場設置作業を行うために、高所作業車を用いて作業を行っていました。作業員が高所作業車を移動させた際、側溝にはまり、作業車が転倒しました。

その結果、作業員1名が死亡、1名が重傷を負いました。(図-6)(写真-4)

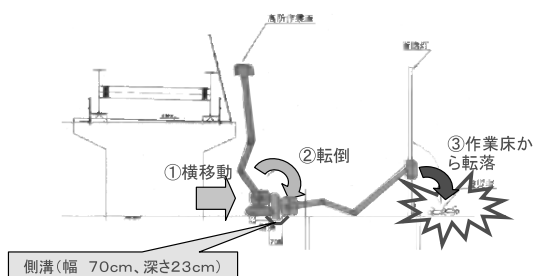


図-6 事故発生状況



側溝

写真-4 事故発生状況

2) 事故発生原因

無資格の作業員が高所作業車を運転したことが原因と考えられています。

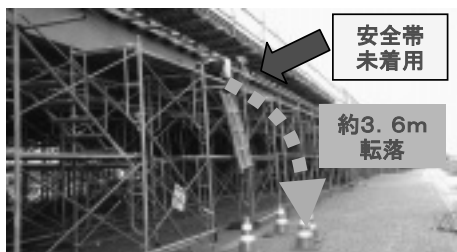
平成20年度は、同様な事故が10件発生しました。

(5) 墜落による事故事例について

1) 事故発生概要

主桁の足場解体を行っていた際、足場材(L=1.8m)を高さ3.6mから下ろそうとしたところ、手袋が足場材に引っ掛か

り、材料と一緒に作業員が転落（左大腿骨折）しました。（写真－５）



写真－５ 事故発生状況

2) 事故発生原因

高所作業にもかかわらず、安全帯を装着してなかったことが事故の原因と考えられます。

4. 工事事務防止の取り組み

関東地方整備局では、平成20年度の工事事務発生状況を踏まえ、工事事務対策のより一層の徹底を図るために、「平成21年度重点的安全対策項目」を定め、管内各事務所に通知するとともに、関係業団体に会員各社への周知を依頼し工事事務安全対策の向上に努めています。平成21年度の重点的安全対策項目は、次のとおり定めました。

(1) 平成21年度の重点的安全対策項目

1) 架空線等の損傷事故の防止

- ①目印表示等の設置、現地確認
- ②適切な誘導
- ③アーム・荷台は下げて移動

2) 地下埋設物の損傷事故の防止

- ①地下埋設物に対する事前調査、試掘の実施

3) 第三者の負傷及び第三者車両等に対する損傷事故の防止

- ①適切な交通誘導
- ②除草作業時の飛石等の飛散防止対策

4) 建設機械の稼働に関連した人身事故の防止

- ①適切な施工機械の選定及び使用

②有資格者の配置状況の確認

5) 足場・法面等からの墜落事故の防止

①作業員に対する作業方法及び順序の周知

(2) 工事事務の措置

「重点的安全対策」の遵守が不十分であったために発生したことが明らかな工事事務事故に対しては、請負業者に対し、口頭厳重注意又は文書厳重注意の措置影響期間を1.5倍としています。

(3) 工事事務に対する下請負人への措置

工事事務を発生させた場合において、下請負人に責があることが明らかである場合には、下請負人に対しても厳しい措置をすることとしています。

5. 表彰制度

安全管理優良請負者表彰について

関東地方整備局では、安全対策の向上及び円滑な事業の推進に資するため、施工実績工事において安全管理が優秀な請負者には、表彰を与えています。

この安全管理優良請負者表彰は、過去3年度間の累計完成工事量が3件以上かつ請負額の合計が5億円以上の実績があり、安全対策において他の模範となる請負者に表彰しています。この表彰を受けた請負者には、工事入札参加時の総合評価において配点が5点加算されるとともに、安全旗（写真－6）を貸与しております。請負者は、



写真－6 安全優良旗

工事現場に安全旗を掲示することで、他の模範となるとともに現場で働く作業員に対しても更なる安全対策の意識の向上を図ることとしています。

6. おわりに

平成20年度より、関東地方整備局のホームページにて「工事事故事例」を掲載しました。月毎に関東地方管内で発生した工事事故をわかりやすく掲載してしますので、工事を始める前に、現場関係者の方々におかれましては是非一度ご覧いただき、事故に対する意識を高めて頂ければと思います。(図-7)

適正な安全対策を実施し工事を竣工することは、工事の成績評価に反映されることはもとより、企業の業績や技術力を高めて



関東地方整備局 工事安全対策

検索

クリック

図-7 関東地方整備局ホームページ「工事安全対策」

いく面でも重要な要素にもなってきます。

平成21年度も引き続き重点的安全対策を遵守し、工事現場での事故防止に努め請負者、発注者ともに安全対策を取り組んでまいりたいと考えています。

地すべり地帯における安全対策について

(社)北海道土木施工管理技士会
株式会社北土開発 事業本部
土木課 工事主任 晝間 由生

1. はじめに

北海道十勝南部の大樹町尾田から更別村を經由し、十勝東部の豊頃町市街地を結ぶ『道道尾田豊頃停車場線』は、大型車両での物資輸送、生活用道路として多くの人々に利用されている。幕別町駒島から豊頃へ向かい3 km程度の箇所は、カーブが連続し見通しが悪く起伏の変化もあることから、特に冬期間の走行には細心の注意が必要な箇所である。

本工事は当該路線の中でも供用中の現道の線形が複雑で高低差も大きい箇所の改築工事のうち、切土工事及び翌年度からの工

事のための工事用道路盛土工事である。



写真-1 切土施工箇所（工事着工前）

工事概要

- (1) 工 事 名：尾田豊頃停車場線
交B 9—7改築工事
- (2) 発 注 者：北海道帯広土木現業所
- (3) 工 事 場 所：北海道中川郡豊頃町薄別
- (4) 工 期：平成19年10月31日～
平成20年 3 月10日

工事内容

・土砂掘削	6,800m ³
・軟岩掘削	390m ³
・工事用道路盛土	9,840m ³
・鋼製組立枠	1,181m ²
・点検用立坑（φ2,000）	9 m
・道路附属施設工他	1 式

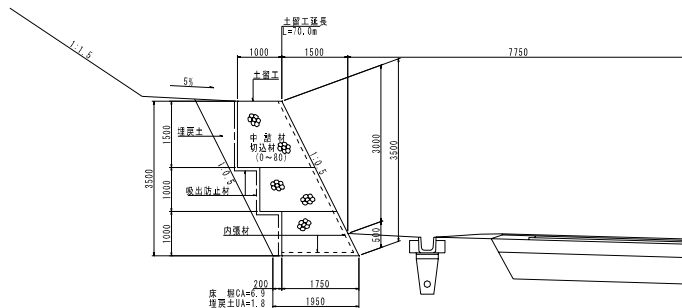
本施工箇所は地すべり地帯の中にあり過年度工事においてもその影響が出た箇所であ

る。

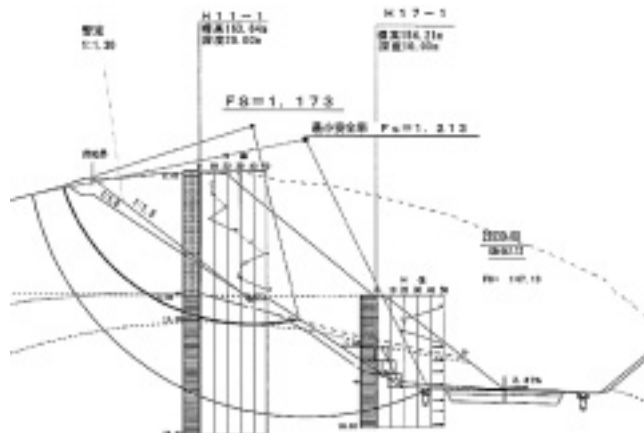
このため湧水が停止し斜面が安定する傾向にある冬期に工事が発注された。施工箇所周辺は厳しい寒さの十勝地方の中でも寒冷地であり、施工中の最低気温がマイナス30℃を下回る日もあり、厳しい自然条件の中での施工となった。

切土施工箇所は暫定掘削により切土が行われており、コンサルタント会社により地すべり観測装置が設置され地山の状態が安定していると確認されたため本工事の着手となった。

前述したように本施工箇所は地すべり地帯であるため切土法面の法尻には土留工として鋼製組立枠の施工を行った。当地区の軟岩（泥岩）は放置期間が長期にわたると、応力開放・スレーキングにより著しく強度



図ー1 土留工（鋼製組立枠）断面図



図ー2 安定計算結果（最小安全率円弧）

低下をおこすため、道路縦断方向に対し10m毎程度の段階施工を行った。

2. 現場における課題・問題点

切土施工部は斜面の安定が確認されていたものの、本施工では土砂流出保安林の解除がされなかったため、上段法面が暫定施工となった。このため標準断面の法勾配1:1.5を満足出来ない箇所（法勾配1:1.3）があることが判った。円弧滑りの再計算の結果、最小安全率Fsが1.17であったが、暫定断面であり、仮設構造物の最低安全率1.05を満たしていることから施工を行う事となった。

3. 対応策・工夫・改良点

設計コンサルタント会社の担当者と協議の結果、地山は基本的に急激に崩壊することはない、必ず前兆現象があり、崩壊にいたるまでは数日の時間があることがわかった。

このため請負者側の安全対策として切土法面を目視で巡回点検する他に図-3に示す方法でノンブリズム式のトータルステーションを使用し地山の直接測定を行った。測定頻度は午前・午後の施工開始前とし、地山の変動がないことを確認後、作業に取りかかることとした。この手順は安全教育会及び新規入場者教育時に現場作業に係わる者全員に周知し徹底を図った。

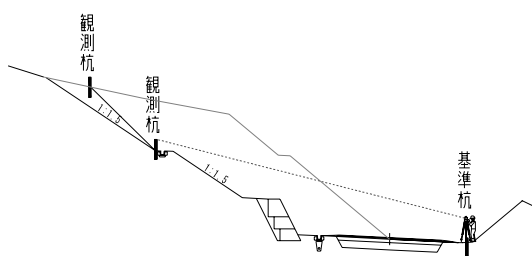


図-3 地山の直接測定模式図

施工中には地山が急激に崩壊する可能性は低いが、その前兆現象として落石などの可能性が考えられた。施工基面高からの最高掘削高は16.6mあり、小規模な落石でも非常に危険で、特に鋼製組立枠組立時には避難経路が限られるため継続的に地山の観測を行う必要があると考えられた。

このためトータルステーションによる直接測定の他に記録式地すべり計（伸縮計）を設置し、常時地山の観測を行うこととした。

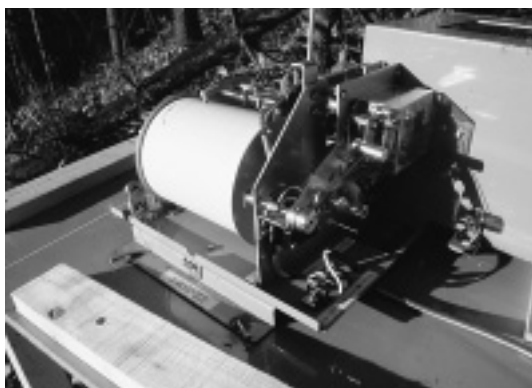


写真-3 記録式地すべり計（伸縮計）



写真-2 鋼製組立枠



写真-4 地すべり警報装置

地すべり計は最小安全率の箇所に積雪深を考慮し地表より1mの高さに設置を行い、装置自体を保護箱の中に納めた。地すべり計での観測は1箇所、トータルステーションでの観測は切土法肩および小段部併せて8箇所で行った。

地すべり計は法肩に設置したため、変位を常時監視するため回転灯及びサイレンの警報装置を設置した。

警報装置は1時間以内の地山の変化が4mm以上発生した場合に作動するようにセットし、毎日の目視巡視の際に警報装置の動作確認を行った。

○記録式地すべり計仕様

本体：OT-1405（太田商事(株)製）

寸法：H170×W344×D218

記録倍率 5 倍

回転灯：DC12V／35W

サイレン：DC12V／10W

本工事は目視による地山の巡回点検に加え、ノンプリズム式のトータルステーション及び地すべり計での監視を施工当初から行っていたため、施工中の積雪により目視での地山の点検が不可能になった後にも、各データの観測値を信頼する事が出来、安全に作業を終えることが出来た。

4. おわりに

今回の工事では、工事着手前の社内工事説明会においても危険度が大きいとの理解を得て、計測装置などを配置し、安全を最優先で施工を行った。施工手順の徹底や助言など、関係各社のご協力により無事故・無災害で工事を完成する事ができた。

特に厳しい自然条件の中で作業をして頂いた協力会社の関係者各位に深く感謝します。

連合会だより

CPDSについて

技士会連合会のCPDS（継続学習制度）の加入者がここ1年で大幅に増えましたので、日頃、良くあるお問い合わせなどに関して以下に紹介致します。

1. 登録状況

2000年に連合会が導入しましたCPDSは、現在53の行政機関で技術力の評価項目に採用されており、これは年々増加傾向にあります。

これに比例してCPDSの加入者も現在10万人をこえました（図-1）。

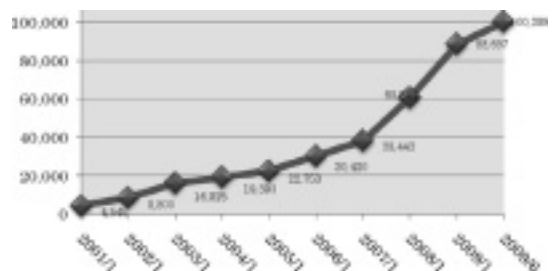


図-1 CPDS加入者数（2009/6）

2. 関連情報をどう入手するか

連合会では各種情報はHP（ホームページ）に公開しています。トップページの更新欄（図-2）（または個人ID（認識番号）でログイン後のトップページ）で最新情報

をご確認ください。

CPDSの手続きのページ（図-3）には現在の処理の進捗状況を掲載しています。また、CPDS個人加入者の説明のページ（図-4）には一般的な注意事項とQ & A



図-2 連合会HP画面① トップページ

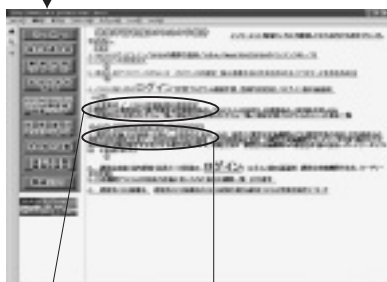


図-3 連合会HP画面② 継続学習制度 (CPDS)



図-4 連合会HP画面③ CPDS個人加入者の説明



図-5 連合会HP画面④ 会社IDの取得

を掲載し、Q & AにはFAXの仕分け時間、至急処理の場合の処理時間などを載せていますので参考にしてください。

3. 会社IDについて

CPDSは個人加入が基本ですが、ユニットの取得とは別に会社に関する機能だけ

を利用する会社IDを登録することが可能です。

会社ID(図-5)は、「1 講習会実施機関が学習プログラム(社内研修を除く)だけを申請する」「2 社内研修の学習プログラム・履歴を申請する」「3 所属する社員データを利用する」の3種類があります。

利用するには、各P(program)、C(company)、S(staff)を頭文字とする機能別のID(講習会実施機関ID、社内研修ID、社員データID)とパスワードが必要です。

社員データIDは、建設業許可番号を持つ1会社が1個のIDしか取得できませんが、講習会実施機関ID、社内研修IDは、1会社で複数のIDが取得できます。

①講習会実施機関ID

【広報】

講習会がCPDS認定の講習会だと広報する場合は講習会実施機関IDが必要で、広報には10,000円/1講習会の料金がかかります。広報とは案内文書などに「CPDS認定講習会」と記述する場合や口頭で知らせる場合などを指します。ただし公益性を考慮し、国・地方自治体の講習会は無料、公益法人が代替性のない講習会を行う場合2,000円/1講習会とする場合があります。正規の広報の手続きをした講習会では講習会名の右に(広報)と表示され公表されます。この表示無しで広報を行った場合認定を取り消す場合があります。

【カードリーダー】

広報をする実施機関では、カードリーダーを準備し、受講者に代わってカードリーダーに読み込んだ受講者のCPDS加入者番号で学習履歴CSV申請を行うことにより、受講者の便宜を図ることができ、また、これにより広報の手数料が半額になります。

カードリーダーでの申請の場合ポスター・チラシにその旨記載していただく必要があります。正規の手続きをした講習会では講習会名の右に（カード）と表示され公表されます。

カードリーダーを使用しない場合には、講習会実施機関が発行する受講証明書が必要です。通し番号もしくは受講者名の記載されている受講証明書を会場で受講者にお渡し下さい。履歴の申請は受講者が行います。

②社内研修ID

社内研修のプログラム・履歴申請を行うとき、社内研修IDが必要です。ガイドラインでは「社内研修は、建設会社等が受講者を一般に募らず実施し、受講者が当該会社及び下請け、関係会社に属する場合を言います」としています。ここで「建設会社等が」の解釈は、建設会社や講師派遣会社もしくはその社員が、講習実施機関または個人でプログラム・履歴申請を行うときを指します。

このためこれに該当するときには、受講者一覧と実施確認のため講習の全体写真を連合会にfaxしてください。

その後連合会ではその資料を基に下記により社内研修と一般の講習会の区別を判断いたします。

(ア) 受講者のなかで1社の占める割合が9割程度以上は社内研修とする。

(イ) 受講者のなかで1社の占める割合が9～6割程度は下記a、bの条件を両方満たしている場合は、一般講習会とする。

a 会社数が3社以上である

b 配布した案内のチラシを連合会にfaxするか広報の手続きをする

(ウ) 受講者のなかで1社の占める割合が6割程度以下は一般講習会とする。

なお一般講習会として認定されなかった場

合には、社内研修として申請をし直すことができます。

③社員データID

社員データIDにより、社員データのCSV出力と入力が可能です。

申請には先頭の2桁に大臣知事コード下6桁に許可番号の8桁の建設業許可番号が必須となります。

社員CSVデータ出力〔U1〕は加入者の属性と現在の合計取得ユニットが出力されます。

社員別学習履歴CSV出力〔U1-2〕は加入者の学習履歴情報が出力されます。

社員データCSV入力〔U2〕では社員CSVデータ出力〔U1〕の会社情報項目を修正して入力が可能です。

最初の社員の名寄せは、連合会が行いますが、その後貴社社員の方が新規加入する場合は、新規加入申請者自身で社員データIDもしくは建設業許可番号を新規加入申請画面で入力していただく必要があります。入力がない場合は社員データに反映されません。

社員データを利用する場合の料金は、1年目は10,000円/1年、更新での2年目以降は10,000円又は100円×社員数/1年のどちらか高い金額が適用されます。

4. 今後

連合会としては行政機関への信頼性の維持のために今後とも全申請に対して証拠書類をチェックするやり方を続けたいと考えています。しかし、申請加入者数の増加にともない、学習プログラム、履歴の申請処理に時間を要しております。よって処理の迅速化などにより待ち時間を短くし、加入者へのサービスレベルの向上に努めたいと考えています。

技士会だより

①日本橋梁建設土木施工管理技士会

1. 概要

本会は土木施工管理技士の技術力および社会的地位の向上を図ることにより良質な社会資本の整備に貢献し、国民生活の向上に寄与することを目的に、積極的に活動しています。また『橋建技士会』という略称で会員相互の親睦を保っています。1996年（平成8年8月）に会員会社68社、会員数約4,300名で創設されましたが、社会環境の変化で現在は会員会社46社、会員数は約3,300名です。会員会社（46社）でCPDS加入者は約2,600名、一級土木施工管理技士約5,500名、技術士約650名を抱える技術集団でもあります。

2. 組織構成

理事16名、監事2名、評議員15名で企画立案した議案に基づき、会長 原幾人（全国土木施工管理技士会連合会理事）、理

事 石橋和美（同技術委員）、企画広報委員長 小林雄紀（同企画運営委員）、教育安全委員長 増田博次（同編集委員）、事務局 長 武石和夫、部長 寺西功等が執行運営しています。

3. 主な年間活動（写真でも掲示）

- ①一級土木施工管理技士受験講習会；4月（大阪会場）、5月（東京会場）会員会社より自前講師で講義
- ②橋建技士会通常総会；6月（東京）
- ③安全研修会（橋建協共催）；6月（東京）
- ④橋梁現場研修会；11月（全国の適当な鋼橋架設現場で研修）
- ⑤若手技術者の鋼橋技術講習会；2月（東京）
- ⑥関東ブロック技士会連合会での意見交換；10月
- ⑦『橋建技士会だより』の発刊；10月



①一級土木施工管理技士受験講習会
（4月 大阪会場20名）



①同講習会（5月 東京会場27名）



②橋建技士会通常総会
（6月 会場：東京46社）



②同通常総会
（6月 優良工事表彰の1コマ）



④橋梁現場研修会
（11月 第二東名高速 鎧田沢橋43名）



⑤若手技術者の鋼橋技術講習会
（2月 会場：東京90名）